

公聴会の希望について

希望件数：１件

本意見に対する公聴会の開催については、行わないものとする。

理由：大磯町まちづくり条例施行規則 第８条第１号の規定により、開催申出が少数のため行わないものとする。

○大磯町まちづくり条例施行規則

平成14年２月12日大磯町規則第３号

（公聴会の開催）

第８条 条例第７条第８項の規定による公聴会（以下「基本計画公聴会」という。）、条例第18条第５項の規定による公聴会（以下「都市計画公聴会」という。）又は条例第32条の規定による公聴会（以下「開発事業公聴会」という。）は、次に掲げるときに開催するものとする。

（１） 基本計画公聴会

同じ趣旨の開催の申出が多数あり、かつ、申出内容が基本計画の根幹に係わるものであると認めるとき。